

篠原教授 講演会 概要

本物のまちづくりは、
将来の子や孫のために

はたや記念館ゆめおーれ勝山
完成記念講演会



講演をする篠原教授

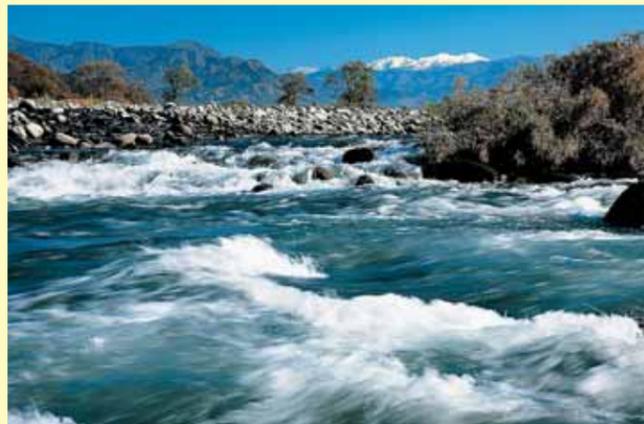
はたや記念館ゆめおーれ勝山のオープンを記念して、政策研究大学院大学教授の篠原修氏による記念講演会が、7月18日、勝山市立図書館で行われました。

篠原氏は、勝山橋の設計を手がけ、ゆめおーれ広場やまちなか散策路の設計監修など、市が取り組むまちづくり事業へのアドバイスを行っています。

『誰のためのまちづくりか』

と題した講演の中で、「まちづくりは、住民以外のいわゆる『よそ者』の意見が大切であり、そこから今まで見えなかった価値観が見えてくる。」と、強調されました。また、「本物のまちづくりは、今いる人のためではなく、子や孫のために、将来の世代を見据えた視点が必要である。」と熱く語っていました。

質疑応答では、まちなか散策路やはたや記念館の今後の活用方法などについて質問が活発に出され、参加した人たちは、これからのまちづくりへ関心を深めている様子でした。



勝山市の都市計画決定（都市計画法）

景観の保全と
コンパクトシティ実現

現行の都市計画用途地域制度の他に
新たな土地利用の規制が加わります。
(平成21年度中)

勝山市の美しい景観を保全し、コンパクトな機能集約型のまちづくりを進めるため、特別用途地区および特定用途制限地域の指定を行います。良好な景観を阻害する開発を制限し、都市拡散につながる unnecessary 開発などを抑止する必要があるためです。

今後、地区別説明会を開催する中で、内容の周知を行い、意見などをお聞きして、平成21年度中に都市計画決定を行います。

特別用途地区
特定規模集客施設の制限

用途地域内の商業地域と近隣商業地域以外の用途において建物床面積が3000㎡（案）を超える大型店舗等の集客施設を制限します。

特定用途制限地域

①勝山インターチェンジ周辺の環境保全ホテル、危険物を製造する工場、風俗営業などを規制します。（料理店を除く）

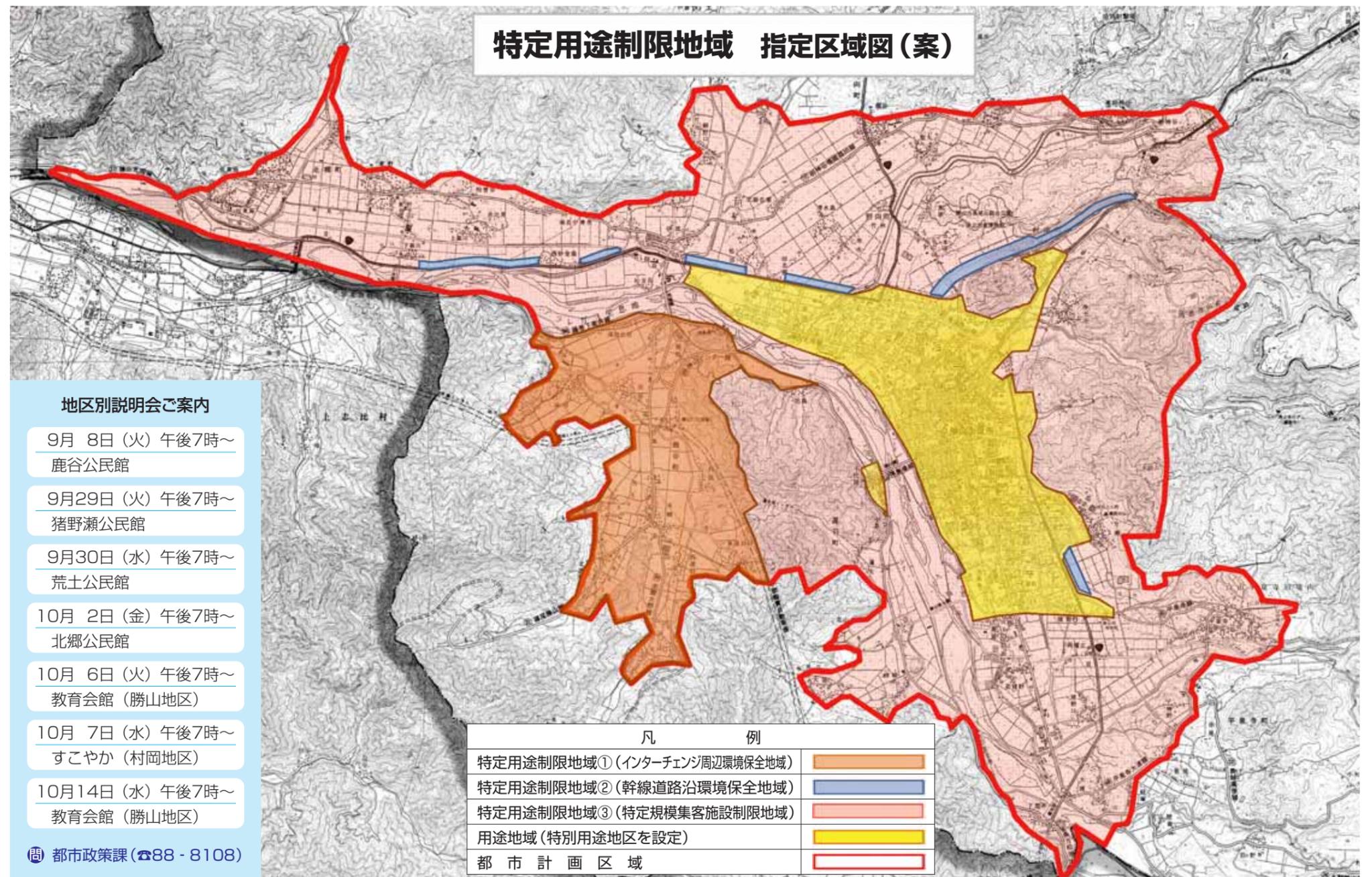
②幹線道路沿いの土地利用の制限

市街地拡大の抑制と、良好な景観の保全のために、第1種低層住居専用地域の制限事項を適用します。（住宅以外は建てられません）

③都市計画区域全体で

特定規模集客施設の制限
都市計画区域内の用途地域外で床面積が1500㎡（案）を超える大型店舗等を制限します。

特定用途制限地域 指定区域図（案）



地区別説明会ご案内

9月 8日（火）午後7時～
鹿谷公民館

9月29日（火）午後7時～
猪野瀬公民館

9月30日（水）午後7時～
荒土公民館

10月 2日（金）午後7時～
北郷公民館

10月 6日（火）午後7時～
教育会館（勝山地区）

10月 7日（水）午後7時～
すこやか（村岡地区）

10月14日（水）午後7時～
教育会館（勝山地区）

☎ 都市政策課 ☎88 - 8108